

オープンカウンター方式による見積依頼の公示

本件見積合わせに参加を希望する者は、本書記載事項、契約書案、当局提示事項等を熟知すること。なお、本件は、電子調達システム (<https://www.p-portal.go.jp/pps-web-biz/UZA01/OZA0101>)を利用することができる案件である。

令和 7 年 1 0 月 3 日

支出負担行為担当官

札幌法務局長 鍛 冶 宗 宏

下記のとおりオープンカウンター方式による見積合わせに付します。

記

1 オープンカウンター方式による見積合わせに付する事項

(1) 件名

札幌法務局滝川支局庁舎構内除排雪業務請負契約

(2) 業務の内容等

仕様書による。

(3) 契約期間

契約締結日から令和 8 年 3 月 3 1 日まで

(4) 履行場所

仕様書による。

2 オープンカウンター方式による見積合わせに参加する者に必要な資格に関する事項

(1) 予算決算及び会計令第 7 0 条及び第 7 1 条の規定に該当しない者であること。

なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同令第 7 0 条中、特別の理由がある場合に該当する。

(2) 令和 7 ・ 8 ・ 9 年度法務省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等（建物管理等各種保守管理）」において、D 等級以上に格付けされ、北海道地域の競争参加資格を有する者であること。

ただし、競争参加資格を有していないものであっても、6 (1) アにより十分な履行能力が証明できる場合は、参加を認める。

(3) 次の各号のいずれにも該当しない者であること。

ア 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である者

イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者

ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている者

オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

カ 暴力的な要求行為を行う者

キ 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者

ク 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者

ケ 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為を行う者

コ その他前各号に準ずる行為を行う者

3 契約条項を示す場所及び問合せ先

〒０６０－０８０８ 札幌市北区北８条西２丁目１番１

札幌第１合同庁舎２階 札幌法務局会計課主計係 伊藤

電 話 ： ０１１－７０９－２３１１（内線２１２３）

F A X ： ０１１－７０９－２４９２

メールアドレス： kaikai-sp@moj.go.jp

4 仕様書等の交付期間及び交付場所

本公示日から令和７年１０月１７日（金）まで、３の場所及び電子調達システムにおいて行う（土曜日、日曜日及び祝日を除く、午前９時から午後５時まで）。

5 仕様等に関する質問について

(1) 質問期限

令和７年１０月１０日（金）午後５時００分

(2) 照会先

3 のとおり

(3) 質問方法

質問書は、別紙 1 の様式により書面で提出すること。郵送、FAX 又は電子メールによる提出も可とするが、送達確認を必ず行うこと。

(4) 回答

令和 7 年 10 月 15 日（水）午後 5 時までに、質問者に対して電子メール又は FAX で回答する予定のほか、札幌法務局会計課前掲示板に掲出する。

6 事前提出書類の提出期限、提出方法及び提出場所

(1) 提出書類

見積書の提出を希望する者は、次に掲げる書類を期限までに提出すること。

ア 令和 7・8・9 年度法務省競争参加資格審査結果通知書（全省庁統一資格）の写し 1 部又は本件業務と同等以上の業務実績を有することの証明書 1 部（任意様式で可。本件見積合わせの公示日を起点とした過去 3 年間に於いて、官公署における実績を記載の上、実績を確認できる契約書等の写しを添付すること。）

イ 誓約書（別紙 2 の様式による。役員等名簿添付） 1 部

(2) 提出期限

令和 7 年 10 月 17 日（金）午後 5 時 00 分

(3) 提出方法及び提出場所

3 の場所に、以下のいずれかの方法により提出することとし、提出期限必着とする。

なお、審査結果が不合格である場合は、令和 7 年 10 月 20 日（月）午後 5 時までに当方から提出者へ連絡する。

ア 持参

イ 郵送（簡易書留郵便等記録が残る方法による）

ウ 電子メール

※事前提出書類は、電子調達システムにより提出することができないため留意すること。

7 見積書の提出期限、提出方法及び提出場所

(1) 提出期限

令和 7 年 10 月 24 日（金）午後 5 時 00 分

(2) 提出方法及び提出場所

3の場所に、以下のいずれかの方法により提出することとし、提出期限必着とする。

なお、一度提出した見積書の引換え、変更又は取消しは認めない。

ア 持参

イ 郵送（簡易書留郵便等記録が残る方法による）

ア又はイの方法で提出する場合、見積書は、封筒に入れ、封印の上、提出することとし、見積書を入れた封筒の表面には、必ず、見積件名（札幌法務局滝川支局庁舎構内除排雪業務請負契約）及び見積者名（法人の場合はその名称又は商号）を朱書きすること。

ウ 電子メール

件名は「札幌法務局滝川支局庁舎構内除排雪業務請負契約の見積書」とすること。

エ 電子調達システム

8 見積合わせの日時

令和7年10月27日（月） 午前9時00分（非公開）

9 見積書に記載する見積価格及び電子調達システム上に入力する見積金額

(1) 計算方法

仕様書別紙1の作業品目及び予定数量を確認し、①「各作業品目1時間当たりの単価」、②「①に各作業品目の予定数量を乗じた額」及び③「②を合算した額」を見積書に記載すること。

ただし、最大積載量4トンダンプトラックの1時間当たりの契約単価は、最大積載量10トンダンプトラックの1時間当たりの契約単価に0.69を乗じて得た単価（1円未満は切捨て）となる。

なお、業務の実施回数は流動的であり、予定数量は契約期間中に保証する数量ではない。

(2) 消費税の記載方法

見積書には、消費税及び地方消費税を含めた総価を記載すること（1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）。

電子調達システム上に入力する見積金額は消費税及び地方消費税を抜いた総価とすること。また、見積内訳書（様式は任意）を必ず添付すること。

10 見積りの無効

本公示に示した参加資格のない者が提出した見積り及び見積りに関する条件に違反した見積りは無効とする。

11 その他

(1) 本件については、契約保証金を免除する。

(2) 見積合わせ参加者は、契約の有無にかかわらず、見積合わせ参加に要す

る一切の費用を負担する。

- (3) 契約締結に当たっては、支出負担行為担当官が定めた契約書を作成する。
- (4) 電子調達システムで見積合わせまでの手続を行い、契約事務等（契約の締結、請求等）については、受注者と協議の上、電子調達システム使用の有無を決定する。
- (5) 詳細は、オープンカウンター方式による見積合わせ実施要領による。
- (6) 見積合わせ参加者は、「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」（令和４年９月１３日ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省庁施策推進・連絡会議決定）を踏まえて人権尊重に取り組むよう努めるものとする。

質 問 書

令和 7 年 月 日

支出負担行為担当官
札幌法務局長 鍛 冶 宗 宏 殿

所 在 地
商号又は名称
代表者の資格氏名
担当者の氏名及び連絡先

件名 札幌法務局滝川支局庁舎構内除排雪業務請負契約

番 号	質 問 事 項

誓 約 書

- ☐ 私
☐ 当社

は、下記 1 及び 2 のいずれにも該当せず、将来においても該当しないことを誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、貴職において必要と判断した場合に、別紙役員等名簿により提出する当方の個人情報情報を警察に提供することについて同意します。

記

1 契約の相手方として不適当な者

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

2 契約の相手方として不適当な行為をする者

- (1) 暴力的な要求行為を行う者
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
- (4) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為を行う者
- (5) その他前各号に準ずる行為を行う者

支出負担行為担当官

札幌法務局長 鍛 冶 宗 宏 殿

令和 7 年 月 日

住所（又は所在地）

社名及び代表者名

担当者氏名及び連絡先

※ 添付書類：役員等名簿

(別紙)

役員等名簿

法人（個人）名：_____

所在地：

[illegible]

(注) 法人の場合、本様式には、登記事項証明書に記載されている役員全員を記入してください。

オープンカウンター方式による見積合わせ実施要領

（目的）

第1条 この要領は、札幌法務局（以下「当局」という。）が実施するオープンカウンター方式による物品の調達、役務の提供、その他の契約の見積合わせを行う場合の取扱いについて必要な事項を定める。

（定義）

第2条 オープンカウンター方式とは、当局が会計法（昭和22年法律第35号）第29条の3第5項に基づき随意契約するに当たって、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）（以下「予決令」という。）第99条の6に基づく見積合わせを行う場合において、見積書を徴取する相手方を特定することなく、見積合わせに参加を希望する者から見積書の提出を受け、契約の相手方を決定する方式をいう。

（対象）

第3条 この要領は、予決令第99条第2号、第3号、第4号又は第7号に規定するもののうちで、当局が本方式によることが適当であると認められるものを対象とする。

（見積書の提出）

第4条 見積合わせに参加する者は、当局ホームページ等に掲載した見積依頼の公示、本要領、仕様書等を熟読した上で、見積りをしなければならない。

2 見積書の様式は任意（ただし、見積依頼の公示において、様式、記載方法等を示している場合はそれによるものとする。）とするが、記載する金額は消費税及び地方消費税を含めた合計金額とし、契約担当官等（会計法第29条の3第1項に規定する契約担当官等をいう。以下同じ。）が示した日時までに提出しなければならない。

3 見積書への押印については、省略することができる。

ただし、押印を省略する場合は、当該書類に、発行権者等の氏名、担当者の氏名及び連絡先を記載しなければならない。

4 見積書の提出に当たっては、持参のほか、電子メール、郵送又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便による見積書の提出も認めるが、見積書の提出

期限までに到達しなかった見積書は無効とする。

- 5 前項の規定にかかわらず、電子調達システムを使用して見積合わせを行う契約案件については、参加者は電子調達システムを通じて見積書を提出することができる。この場合において、電子調達システムにて入力する見積価格は、消費税及び地方消費税を抜いた合計金額とし、見積内訳書（様式は任意）を必ず添付するものとする。
- 6 一度提出した見積書の引換え、変更又は取消しは認めない。

（見積合わせ）

第5条 見積合わせに参加する者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律に抵触する行為を行ってはならない。

- 2 見積合わせは、見積依頼の公示に記載した日時に非公開で行う。
- 3 見積書の提出期限までに見積書の提出がないとき又は予定価格の制限に達した価格の見積りがないときは、原則として再度の見積依頼の公示又は見積書の提出者に対して再度の見積依頼を行うが、それが困難な場合等においては当局が選定した者へ見積りを依頼することができるものとする。

（見積りの無効）

第6条 次の各号の一に該当する見積りは、無効とする。

- (1) 参加資格のない者が行った見積り
- (2) 記名を欠く見積り
- (3) 金額を訂正した見積り
- (4) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭な見積り
- (5) 明らかに連合によると認められる見積り
- (6) 同一人の見積りで金額の異なる2通以上の見積り
- (7) 前各号に掲げるほか、当局の指示に違反し、又は見積りに関する必要な条件を具備していないとき

（契約の相手方の決定）

第7条 有効な見積りを行った者のうち、予定価格の制限の範囲内で最も安価な見積書を提出した者を契約の相手方とする。

- 2 予定価格の制限の範囲内で最も安価な見積書を提出した者が二人以上あるときは、くじにより契約の相手方を決定する。くじ引きの日程等は、電話等で速やかに通知し、該当者が参加することができない場合は、その者に代わって当局の契約事務に関係のない職員にくじを引かせる。

なお、電子調達システムを使用して見積合わせを行う契約案件については、原則として電子調達システムを利用してくじ引きを行うので、紙により見積書

を提出する場合においても任意の3桁の数字（電子くじ番号）を記載しなければならない。電子くじ番号の記載がない場合は、当局の契約事務に関係のない職員が指定する3桁の数字を当該電子くじ番号とする。

3 見積合わせの結果は、契約の相手方に決定した者のみに通知する。

（契約の締結）

第8条 契約書又は請書の作成の要否は、見積依頼の公示において示すものとし、契約の相手方はそれに応じるものとする。

（参加資格）

第9条 見積合わせに参加することができる者は、他に定めるほか、次の各号に該当する者とする。

(1) 予決令第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同令第70条中、特別の理由がある場合に該当する。

(2) 次の各号のいずれかに該当する者であること。

ア 法務省競争参加資格（全省庁統一資格）において、「物品の製造」、「物品の販売」又は「役務の提供等」で、北海道地域の競争参加資格を有する者

イ 当局が作成する随意契約登録者名簿に記載された者

(3) 次の各号のいずれにも該当しない者であること。

ア 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である者

イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者

ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている者

オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有して

いる者

カ 暴力的な要求行為を行う者

キ 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者

ク 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者

ケ 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為を行う者

コ その他前各号に準ずる行為を行う者

(その他)

第10条

- (1) この要領に基づき見積書を提出した者は、見積書提出後に、本要領、仕様書等についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。
- (2) 見積書の作成、提出等に係る費用は、全て見積合わせに参加する者が負担すること。
- (3) 見積合わせを公正に執行することができない状態にあると認めるときは、見積合わせの執行を中止する。
- (4) 契約の相手方を決定するために、見積合わせ参加者に対し追加資料の提出を求める場合があるので、これに従うこと。
- (5) 使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (6) 契約の相手方が、正当な理由なく業務を履行しない等不誠実な行為をした場合においては、指名停止措置を行うことがある。

附則

この要領は、令和6年1月29日から施行する。